

目次

募集

いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集.....	2
働き方改革優良（推進）認定企業の募集.....	4
令和7年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	6
令和6年度元気いばらき就職面接会のご案内.....	7
障害者雇用優良企業の募集.....	8
テレワーク活用セミナー&ビジネスマッチング交流会.....	10

ご案内

茨城県最低賃金改定のお知らせ.....	12
11月はいばらき働き方改革推進月間です！.....	13
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	14
いばらき労働相談センターのご案内.....	16
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター）.....	17
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	18
いばらき就職支援センターについて.....	19
障害者雇用推進アドバイザーについて.....	20

お知らせ

[労働局から]	
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です.....	21
茨城県最低賃金の改正決定.....	22
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン期間」です.....	23
職場のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー）.....	25
11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します.....	26
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！.....	30
男性の育児休業について.....	31
職業安定法施行規則改正について.....	33
労働施策総合推進法.....	35
障害者の法定雇用率引き上げについて.....	36
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から.....	38

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール!いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>



いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・ 役職名・氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業等 取得者の割合（育児休業等を取得した男性社員÷ 配偶者が出産した男性社員）	% (年 月時点) (人中 人)

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の有無(※)

<input type="checkbox"/> 策定している	<input type="checkbox"/> 策定していない
---------------------------------	----------------------------------

◎策定している場合は、会員申込書と併せて下記提出先までご提出をお願いします。

※企業の女性活躍に関する数値目標や目標達成のための取組を定めるもので、常時雇用する従業員が101人以上の企業は策定が義務(100人以下は努力義務)となっており、策定企業は茨城労働局への届出が必要です。(100人以下の企業は、策定の有無に関わらずお申込みいただけます。)

●提出先：いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局（茨城県産業戦略部労働政策課内）

E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？（複数回答可） <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 県ポータルサイト <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他 ()

■基本情報の一部・「見える」化項目・行動計画は、県ポータルサイト内で公開します。

(県ポータルサイト) https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

■企業情報および個人情報の取扱について

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報は、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ 対象要件

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

■ 主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率、男性の育児休業取得率などの数値が優れているか

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！



いばらき女性活躍
働き方応援協議会



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取組を行っている企業

【メリット】 令和6年6月現在

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】 令和6年6月現在

- ・働き方改革に取り組む優良企業として、自社をPRできます。
- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

申請
無料

認定の流れ

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～11の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。
※認定まで、おおむね1か月程度かかります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①：認定企業の名称、所在地 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。
※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。



申請方法

- 下記申請書類を作成の上、メールでご提出ください。

①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、ポータルサイト（下記 URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>



※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

令和7年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

産業技術専門学院では、企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によるきめ細やかな訓練を行っています。

高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。

また、授業料が安いうえ、効率的に就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2023年度就職率 100%)

多くの皆様のご応募をお待ちしております！



ハロートレーニング
 急がば字へ
ハロトレくんは、ハロートレーニング
 (公的職業訓練)の公式ロゴマークです



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL:029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
	1年	電気エンジニア科	15名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL:0294-35-6449)	1年	金属クラフト科	12名
		PC・CAD科	12名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL:0299-69-1171)	1年	金属プラント保全科	12名
		電気プラント保全科	12名
		メカニカルデザイン科	12名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL:029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		自動車整備科	20名
	1年	コンピュータ制御科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL:0296-24-1714)	1年	ITシステム科	20名
		FAロボット科	12名
		電気エンジニア科	12名
		溶接マスター科	12名

◆選考試験日程等

一般入学者選考試験 B日程	
受付期間	令和6年11月7日(木)~11月27日(水)
選考試験日	令和6年12月4日(水)
合格発表日	令和6年12月11日(水)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院
対象者	R7年3月に高等学校卒業予定の方、又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力を持つ離職者の方等

※詳細は以下のURL又は、QRコードの産業人材育成課HPよりご確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/index.html>



～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和6年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和6年度元気いばらき就職面接会を開催します。
県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。
求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
令和6年11月7日(木)	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
11月15日(金)	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
11月26日(火)	筑西市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
令和7年2月6日(木)	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
2月14日(金)	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。
参加を希望される事業所の方は県ホームページ(QRコード)をご覧ください。

3 求職者の参加方法

事前申し込み不要・出入り自由になります。
履歴書等をお持ちの上、お越しください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室
TEL: 029-301-3645



茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています!

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業

2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目		中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和6年1月末日現在）

認定件数	法人名	所在地	認定件数	法人名	所在地
1	筑波乳業(株)	石岡市	24	(株)ヴィオーラ	水戸市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	25	(株)サンユーストアー	北茨城市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	26	(社福)木犀会	笠間市
4	京三電機(株)	古河市	27	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	28	渡辺食品(株)	常総市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	29	(株)ケーズホールディングス	水戸市
7	(社福)あかね会	北茨城市	30	日立建機ロジテック(株)	土浦市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	31	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
9	(株)チャンス	牛久市	32	(社福)ナザレ園	那珂市
10	(株)日立物流東日本	日立市	33	(医)それいゆ会	高萩市
11	日和サービス(株)	日立市	34	(株)染谷工務店	常総市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	35	常総開発工業(株)	神栖市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	36	勝田環境(株)	ひたちなか市
14	(株)サンワーク	常総市	37	(社福)博慈会	牛久市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	38	(株)カツタ	ひたちなか市
16	(社福)尚生会	笠間市	39	日本畜産振興(株)	取手市
17	(社福)芳香会	古河市	40	トキワ建設(株)	水戸市
18	(株)カスミ	つくば市	41	常南物流サービス(株)	取手市
19	(株)南海工業	坂東市	42	(株)つくば電気通信	土浦市
20	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	43	医療法人 博仁会	常陸大宮市
21	関彰商事(株)	つくば市	44	山下工業(株)	境町
22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(株)サクセス	常総市
23	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町


 2025年[金]
1/24

参加費無料・オンライン形式 (Zoom)

テレワーク活用セミナー

13:00-14:00

&

自営型テレワーカーと企業の

ビジネスマッチング交流会

14:00-16:00


企業向け

13:00-14:00

14:00-16:00

第1部 テレワーク活用セミナー

成功事例から学ぶテレワーク導入と自営型テレワーカー活用術

- ▶ テレワークを導入する効果
- ▶ テレワーク導入事例
- ▶ 場所や時間にとらわれない働き方は企業にどう役立つのか



村田 瑞枝氏


講師 一般社団法人日本テレワーク協会 事務局長

1991年日本電信電話株式会社入社。人事部人材開発室を経て、マルチメディアビジネス開発部に所属。以降、25年間WEB戦略策定及び実施サポート、システム構築、デジタルマーケティングなどインターネット関連業務に携わる。中小企業診断士。1級ファイナンシャルプランニング技能士。ファイナンシャルプランナー (CFP)、WEB解析士、ロングステイアドバイザー。


第2部 ビジネスマッチング交流会

県内在住自営型テレワーカーとのオンライン交流会です。企業もテレワーカーもお互いに直接質問し合えるので、安心して仕事につなげることができます。

- 当日の流れ
- ① 交流会の趣旨説明・注意点
 - ② 参加企業のご紹介
 - ③ ビジネスマッチング

対象

 テレワーク及び自営型テレワーカーの活用に関心がある企業 **定員 10社** 程度

申込 【申込締切】2024年12月27日(金)17時まで

 Webフォームまたは FAX (裏面) でお申込みください
https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62913




※申込完了後、オンラインまたは架電により、個別に事前説明を行います。

自営型テレワーカー向け

14:00-16:00

ビジネスマッチング交流会

テレワーク及び自営型テレワーカーの活用に興味のある企業とのオンライン交流会です。企業のご担当者とはビデオ通話をすることで仕事の情報や雰囲気を知ることができます。


対象

 県内在住で自営型テレワーカーとして就業を希望する女性 **定員 30名** 程度

※定員を大幅に上回る申込があった場合、申込内容により、選考を実施する可能性があります(参加決定通知:12月27日(金)前後)。

- 当日の流れ
- ① 交流会の趣旨説明・注意点
 - ② 参加企業のご紹介
 - ③ ビジネスマッチング

※開催前に「事前説明会」(オンライン形式)を実施いたします。(2024年1月10日(金)予定)
 事前説明会の詳細はお申し込みいただいた方へご案内します。

申込 【申込締切】2024年12月20日(金)17時まで

 Webフォームからお申込みください
https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62558



企業のみならず、このような悩みはありませんか？



- 一定の時期だけ人手不足
- アシスタントが必要だと感じる
- SNS運用に手が回らない etc.



外注企業に発注していた仕事や、社員を増やすほどではないが、社内では手一杯の業務などを見直してみると、**自営型テレワーカーの活用**で解決できるケースが多くあります。

こんなスキルを持ったワーカーが参加します

WEBデザイナー

SNS運用代行
WEBディレクション

チラシ制作
パンフレット制作

動画編集

経理サポート
事務代行 etc

参加手順



注意事項

- ・ PC、スマートフォン、タブレット等の端末を使ってご参加いただけます。 ※モバイル回線でも可能ですが、有線・無線のブロードバンド回線を推奨します。
- ・ インターネット接続環境が必要となります。 ※通信環境や使用端末のスペックにより、映像や音声の品質が低下して、視聴しにくくなったり、回線が切断される場合があります。

FAX申込書

042-389-0230

下部申込記入欄にご記入の上、FAXで送付してください。

※自営型テレワーカーの皆様は、表面のWebフォームからお申込みください。

【申込締切】2024年12月27日(金) 17時まで

記入日 年 月 日

貴社名	
事業内容	
所在地	〒
部署名・役職	
ご担当者名 (よみがな)	
電話番号	
メールアドレス	
参加形式	<input type="checkbox"/> 第1部+第2部 <input type="checkbox"/> 第1部のみ <input type="checkbox"/> 第2部のみ
本セミナー・イベントをどちらで知りましたか (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 茨城県労働政策課ポータルサイト (あなたにエール!〜いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト〜) <input type="checkbox"/> キャリア・맘HP <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> 知人・家族からの紹介 <input type="checkbox"/> チラシ (場所/送付元) <input type="checkbox"/> メールマガジン (具体的に) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)

【個人情報の取得について】 ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法を遵守し、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。

お問合せ先

株式会社キャリア・맘 茨城県自営型テレワーカー養成研修実施業務事務局

042-389-0220 <https://www.c-mam.co.jp/ibaraki/>

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日除く)

ibaraki@mail.c-mam.co.jp



[主催] 茨城県、いばらき女性活躍・働き方応援協議会 [受託運営] 株式会社キャリア・맘

茨城県最低賃金

令和6年10月1日から

使用者も労働者も
必ず確認！最低賃金

時間額 **1,005 円**



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談 を実施しています

賃金上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

キャリアアップ助成金

検索

厚生労働省

茨城労働局 各労働基準監督署

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

詳しくは、茨城労働局賃金室(電話029-224-6216)または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、リーフレット等(外国語版を含む)につきましては、下記特設サイトを御参照願います。

○厚生労働省：最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/kouho/index.html>



👍ひとつ、
働き方を
変えてみよう。

ノー残業デーや仕事の見直し、
テレワークや時差出勤など、
できることから取り組みましょう

NO 残業デー
テレワーク
仕事の見直し
世帯5福



2024
8月 | 11月

いばらき 働き方改革

推進月間

詳しくは

あなたにエール 茨城

検索



主催 / いばらき女性活躍・働き方応援協議会

一般社団法人茨城県経営者協会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・茨城県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会茨城県連合会・茨城県社会保険労務士会・茨城労働局・茨城県

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL: 029-301-3635 E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



優良企業インタビュー
柱建設株式会社

News お知らせ



- 2024.04.18 [★NEW★令和5年度 自営型テレワーカー養成講座を開催しました！](#)
- 2024.04.05 [★NEW★ 新たな応援協議会会員登録しました！](#)
- 2024.03.29 [女性活躍・働き方応援シンポジウムを開催しました！](#)
- 2024.03.04 [★NEW★ 新たな応援協議会会員登録しました！](#)
- 2024.02.19 [★NEW★ 女性活躍・働き方応援シンポジウムの様子をアーカイブで配信中！](#)

Seminar & Event セミナー&イベント



最新のセミナー&イベント一覧

Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍推進企業



海野建設株式会社
代表取締役 取締役 西原 香織さん



株式会社 丸の内建設
管理部長 取締役 丸山 典博さん



株式会社 丸の内建設
代表取締役 取締役 丸山 典博さん



株式会社 丸の内建設
代表取締役 取締役 丸山 典博さん

働き方改革・女性活躍推進企業

女性ロールモデル



株式会社 アイエーエー
営業部長 小口 いくみさん
1999年に1号店オープン。2年時から社員としてレンタルおしぼり事業を行う「株式会社 アイエーエー」に入社。総務部門で5年間勤務したのち、1...



株式会社 アイエーエー
マネージャー 塚本 知理さん
2002年建設現場で営業に就任して入社。入社当初は営業現場に所属し、製品開発を担当。2019年からの転任による営業開発マネージャー...



株式会社 アイエーエー
代表取締役 塚本 知理さん
2011年入社。最初の営業現場の営業に就任。2012年に独立した営業部門へ移り、施工現場の営業に。営業支援を行っている。2年間に営業部へ...



株式会社 アイエーエー
営業部長 小口 いくみさん
2011年の創業プロジェクト開始のタイミングで入社。入社後の経営はメーカーへ展開し、施工現場の営業を担当。その後本業へ移り、自社製品の営業...

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

- ・相談窓口
- ・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

- ・場所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

- ・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

- ・令和6年度 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
11月18日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
12月5日(木)	日立市役所	本庁舎301会議室
12月16日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
1月20日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
2月6日(木)	日立市役所	本庁舎302会議室
2月17日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階
3月17日(月)	つくば市役所	コミュニティ棟3階

※相談無料・秘密厳守

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 5 分	月～土 10:00～12:00 13:00～18:00 ※土は 17:00 まで ※日・祝日除く	1 回につき 4,400 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階会議室	月 1 回実施 (原則第 2 月曜日)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580



X (旧 Twitter) でも情報発信中
ぜひフォローしてください

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】固定金利型 年1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
 - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】固定金利型 年1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】固定金利型 年1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和6年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6カ所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2～4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・サービス
無料

障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に成立手続が義務づけられています!**

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金**など事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

成立手続はどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続となっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の成立手続を行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213



茨城県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,005 円

前年比
52円[↑]
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

使用者も労働者も必ず確認! 最低賃金

最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

専門家による無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）
業務改善助成金相談窓口 業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）
キャリアアップ助成金窓口 茨城労働局助成金事務センター（電話 029-297-7235）



そこのところ
よろしく
頼みますよ。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
取引先が途方に
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」
防止キャンペーン月間です。

STOP!
しわ寄せ

仕様変更？
この納期じゃ、
無理よ。。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止
特設サイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」でもあります。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

職場のトラブル解決サポートします！

～個別労働紛争解決促進法に基づく3つの紛争解決援助制度があります～

総合労働相談コーナーでは、解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等を含むあらゆる職場におけるトラブルについて、専門の相談員が電話や面接で相談をお受けしています。また、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づき、労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。紛争解決援助制度のご利用は、労働者、事業主どちらからでも可能です。最寄りの総合労働相談コーナーにお問い合わせください。



●助言・指導とは

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の同僚から嫌がらせを受けているが、会社は対処してくれない。⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決
②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

●あっせんとは

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決
②嫌がらせを受け退職せざるをえなくなった。金銭的補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 4F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8201
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-88-3977
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市穴塚 1838 4F 土浦労働基準監督署内	029-882-7017
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

【問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 Tel.029-277-8201

毎日の労働時間、
見直しませんか？

働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか？
あなたの心や体は大丈夫ですか？
健康のために必要なこと、
それは適切な労働時間と健全な労働環境です。
あなたは、働き過ぎていませんか？
毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか。



ダメ、働きすぎ!

11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎. 0120-794-713



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談
ほっとライン
[厚生労働省委託事業]

☎. 0120-811-610

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、
SNS相談も
実施しています

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト

▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



たしかめたん



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

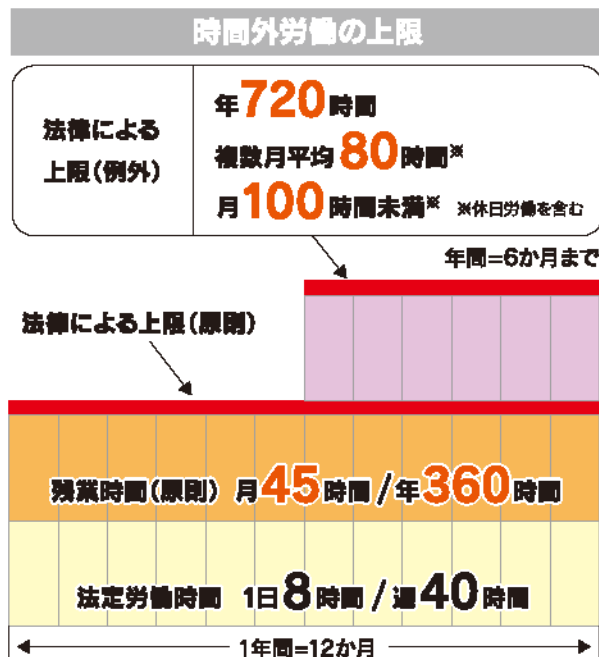
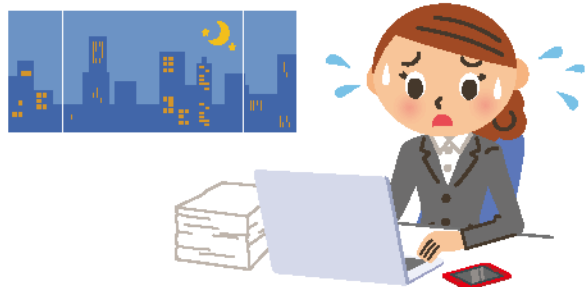
▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握(※2)してください。



2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

有給休暇



3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度(※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン(※4)を確認しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針(※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 就業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)

※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3

長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和6年11月2日(土)
9:00~17:00

なくしましよ
長い残業
☎.0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>





過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！

茨城労働局監督課

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの
 方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題とな
 っています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等に
 もご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて
 過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時：2024年11月25日(月)
13:30~15:30(受付13:00~)
会場：水戸市民会館 大会議室 AB
水戸市泉町 1-7-1

- ・JR「水戸駅」から徒歩約20分
- ・JR「水戸駅」から路線バス(北口4~7番のりば)で約5分、
 「泉町一丁目」下車、徒歩約1分
- ※近隣には駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

プログラム

[主催者挨拶] 茨城労働局労働基準部

[基調講演]

「取材から見てきた過労死の実態」

牧内 昇平 氏
 (北海道新聞記者)

[過労死ご遺族による体験談]

牧内 昇平 氏
 記者・ライター



東京大学教育学部卒。2006年に朝日新聞に入社。主に経済部
 記者として、過労死を中心に労働・貧困問題の記事を執筆。
 2020年6月に同社を退職後も過労死・パワハラ死の取材を続
 けている。

[著書] 「過労死 その仕事、命より大切ですか」(ポプラ社)
 「[れいわ現象]の正体」(ポプラ社)

Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 **03-6264-6445**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死等の当事者・家族
 その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: **0570-080082** (ナビダイヤル)
 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます

育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。

育児・介護休業法の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられます。**
(令和7(2025)年4月1日施行)

改正後の対象企業 常時雇用する労働者が300人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、12万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。

分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

公表前々事業年度に出生した子の1歳までの
合計育児休業取得日数(日) ÷ 当該育児休業取得人数(人) = 平均取得日数(日)

Q6 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末(決算時期)に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

【お問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 電話 029-277-8295

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当 〒 ○○○ - ○○○○ ○○県△△市□□町3番地 最寄り駅(○○線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10)分	
	就業場所に関する特記事項:	
	従業員数:就業場所(22)人 うち女性(12)人 うちパート(14)人	
	受動喫煙対策	1. あり(受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:
	マイカー通勤	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
転勤の可能性	① あり ➡ 転勤範囲: 2. なし [A事業所、B事業所]	

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新 ・ 条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年 / 更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

事業主のみなさまへ！

パワハラ (労働施策総合推進法 第30条の2)

セクハラ (男女雇用機会均等法 第11条)

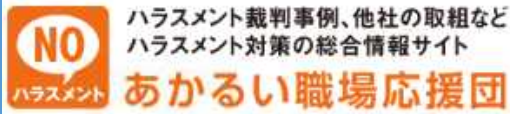
マタハラ (男女雇用機会均等法 第11条の3)

育・介ハラスメント (育児・介護休業法 第25条)

ハラスメント対策お役立ち情報

あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメント関係資料ダウンロード、裁判例、動画で学ぶハラスメント、セミナー案内等のハラスメント対策の総合情報発信中！



豊富なVR動画

社内掲示用のポスター、リーフレット、研修用の資料等をダウンロードできます！



「労働者の方」、
「管理職の方」、
「人事担当の方」
それぞれの分類したお役立ち情報を掲載しています!!

この他にもセミナーや企業への支援に関する案内を掲載しています

茨城労働局ホームページ

厚生労働省 茨城労働局

就業規則記載例、社内周知リーフレットをダウンロードしてお使いいただけます！

▼ 茨城労働局のハラスメント対応事例の掲載ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukankyou_inf/syokuba_harassment.html



▼ 対応事例のリーフレット例

～社内で見やすい場所に掲示してください～

茨城労働局
働く人の安心、安全、安定のページです。



ホーム > 労働局について > 業務内容 > 雇用環境・均等室 > 職場におけるハラスメント対策(対応事例)

労働局について	
業務内容	総務部、労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室、スズメ認定企業一覧、ワークシェアリングを導入しませんか、働き方改革推進の取組について、茨城県医師会労働政策改善支援センター、雇用環境・均等室が所管する助成金、学生アルバイトの労働条件確保、学生向け労働法セミナー(出前講座)の講師を派遣します
部署一覧	
関連施設	

職場におけるハラスメント対策(対応事例)

- 事例1 就業規則に委任規定、詳細を別規程に定めた例 (word3ページ:21KB) (PDF9ページ:153KB)
- 事例2 就業規則に明記されていない事項をリーフレット(ポスター)などで周知した例
①服務規律、懲戒事由を引用するケース (word3ページ:21KB) (PDF9ページ:168KB)
②懲戒事由のみ引用するケース (word2ページ:22KB) (PDF2ページ:153KB)
- 事例3 どのような言動がどのような処分に相当するかを記載した懲戒規定の例 (word1ページ:15KB) (PDF1ページ:97KB)
- 事例4 処分に当たっての判断要素を記載した懲戒規定の例 (word1ページ:14KB) (PDF1ページ:83KB)
- 参考1 相談窓口(一次対応)担当者のためのチェックリスト (PDF:12MB)
- 参考2 事実確認のためのヒアリング票
・相談受付票 (EXCEL:11KB)
・行為者聞き取り票 (EXCEL:11KB)
- 参考3 相談・苦情への対応の流れの例 (PDF:229KB)

規定や社内掲示物等の例が加工可能媒体で掲載されています

法律の水準を確保した内容が盛り込まれています！

ハラスメントは許しません！

株式会社〇〇

- 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 我が社は下記のハラスメント行為を許しません。
<パワーハラスメント> <セクシュアルハラスメント> <妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>
- この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いているすべての労働者です。
- 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。
- 相談窓口**
職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
〇〇課 〇〇(内線〇〇、メールアドレス〇〇〇)(女性)
△△課 △△△(内線△△、メールアドレス△△△)(男性)
相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。
- 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
- 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。



労働委員会の窓から

(令和6年8月1日～令和6年9月30日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

○ 今期の事件の状況

審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てが1件ありました。
4件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
R6(不) 第4号事件	卸売業 小売業	R6.8.23 労働組合	① 懲戒処分の撤回 ② 店舗閉店及び雇止め通知の撤回 ③ 慰謝料の支払

調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
1件が係属中です。

個別あっせん事件 (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
係属中の事件はありません。

○ 労働委員会講座

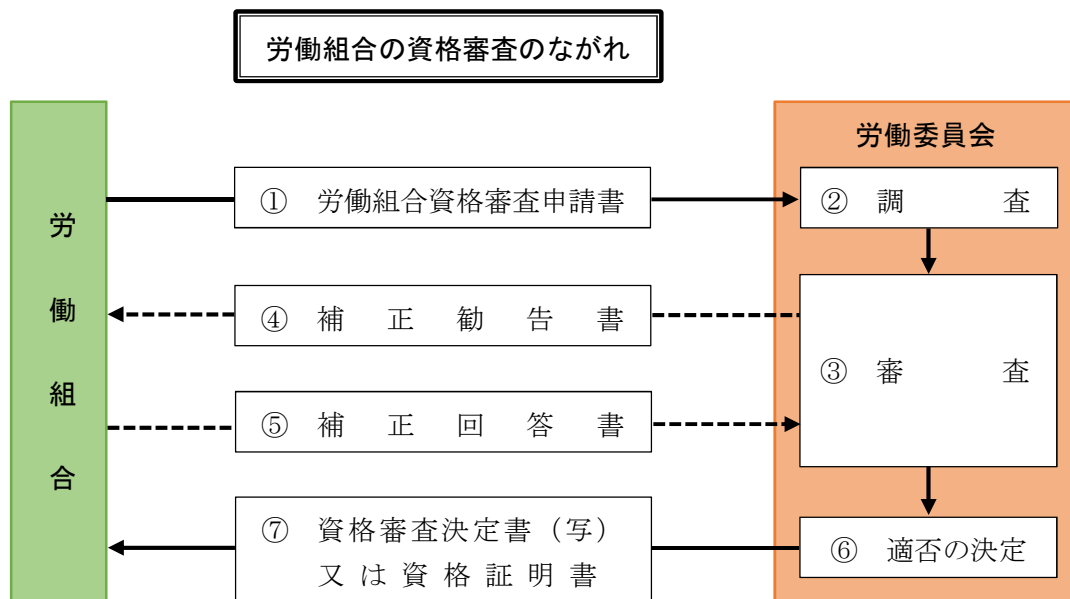
労働組合の資格審査

労働組合は自由に設立することができます。したがって、労働組合を設立しても、行政官庁への届出や許可等の手続は必要ありません（県では、労働組合の設立状況等を行政資料として取りまとめているので、設立や統廃合、名称変更があった場合には、産業戦略部労働政策課への御連絡をお願いしています。）。

ただし、次の手続等を行うときは、労働組合法で定められた労働組合としての要件を備えている必要があり、この適合の有無を労働委員会が審査します。なお、この資格審査は、その都度改めて行います。

- ・ 労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるとき
- ・ 法務局に法人登記の申請を行うとき
- ・ 県知事（県労働政策課）に労働委員会の労働者委員の候補者を推薦するとき

※ なお、資格審査の詳細につきましては、労働委員会ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed

11月号 第744号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和6年11月発行 TEL 029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo>

[/rosei/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html)